

車いす同乗自動車貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浪江町社会福祉協議会(以下「浪江町社協」という。)が行う車いす同乗自動車貸出事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、車いす同乗自動車(以下「車両」という。)の活用によって、自力歩行が困難な者の交通手段を確保し、その外出を支援することにより、だれもが生き生きと暮らすことができる障壁のない社会の構築に寄与し、もって健康で生きがいのある長寿・福祉社会づくりを図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、町内に居住する高齢者、重度の身体障害者又は知的障害者等であって、自力で歩行が困難な者(以下「高齢者等」という。)とする。

(内容)

第4条 浪江町社協は、第2条の目的を達成するため、外出をしようとする高齢者等のために車両の無償貸出し(以下「車両貸出し」という。)を行うものとする。

2 会長は、第2条の目的を達成するために必要な場合で車両貸出しに支障がないと認めるときは、車両貸出し以外の目的に車両を利用し、又は利用させることができる。

(対象者の登録)

第5条 車両貸出しを受けることができる者は、あらかじめ、対象者であることについて会長の確認を受け、その登録を受けた者及び当該登録を受けた者のために車両を利用する者とする。

2 前項の登録を受けようとする者(高齢者等について前項の登録を受け、当該高齢者等のために車両を利用しようとする者を含む。)は、車両の運転者(次条に規定する者に限る。)を指定し、登録申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

(1) 誓約書(第2号様式)

(2) 同条第 1 号に掲げる者を運転者として指定する場合にあつては、当該運転者の運転免許証の写し

3 会長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、速やかに登録の可否を決定し、その可否について申請者に通知するものとする。

(車両の運転者)

第 6 条 車両を利用する場合には、次に掲げる者(21 歳以上の者で運転経験 3 年以上のものに限る。)のいずれかがその運転者とならなければならない。

(1) 高齢者等の家族、親族又は知人

(2) ボランティア、シルバー人材センター運転手、浪江町社協職員、ガイドヘルパー等(以下「ボランティア等」という。)

(利用の料金)

第 7 条 貸出料は、無料とする。ただし、使用完了後に、浪江町内のガソリンスタンドにて、燃料を給油してから返却することとする。燃料代は、利用者が各自、ガソリンスタンドに支払うものとする。

(利用の期間)

第 8 条 車両貸出しの回数は、高齢者等 1 人につき月 2 回以内とする。ただし、緊急の場合又はやむを得ない事情等があると認められる場合には、この限りでない。

2 車両貸出しの期間は 1 回につき 1 日以内とし、その時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、緊急の場合又はやむを得ない事情等があると認められる場合には、この限りでない。

(利用の制限)

第 9 条 車両は、次に掲げる場合以外には利用することができない。

(1) 高齢者等が医療機関又は公的機関に外出する場合

(2) 高齢者等が社会生活上必要な外出をする場合

(3) その他車両を利用することが必要かつ相当と認められる場合

2 車両は、相双地域を越えて運行することができない。ただし、目的とする医療機関又は公的機関が他の区域に所在する場合又は緊急を要すると認められる場合は、この限りでない。

3 車両は、高速道路で使用することはできない。

(介助)

第 10 条 ボランティア等は、高齢者等が車両を利用する場合において、その運転者となるときは、当該高齢者等の求めに応じて車両乗降時及びこれに付随した介助を行うものとする。

2 常時介助を必要とする高齢者等が車両を利用する場合には、利用者等において介助者を手配するものとする。

(運転者の遵守事項)

第 11 条 運転者は、交通法規を守り、細心の注意のもとに安全運転をしなければならない。

(事故)

第 12 条 運転者は、車両の使用中に事故を起こした場合(車両に損害を与えた場合を含む。)は、速やかに会長に連絡するとともに、後日事故報告書を提出しなければならない。

2 運転者が車両の使用中に起こした事故等については、浪江町社協は、責任を負わないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、会長が承認したものについては、浪江町社協が加入する自動車損害保険の範囲内で補償することができる。

(車両の管理)

第 13 条 車両の管理については、この要綱に定めがあるものを除くほか、車両管理者の指示に従うものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。